

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う  
省令及び告示の改正について

令和3年6月16日  
経済産業省

経済産業省は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第1号及び第7号又は第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を定めたので、同法第43条第5項の規定に基づき、次のとおり公示します。

記

1. 命令等の題名

- ・産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（1号施行日関係）
- ・産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令
- ・生産性向上特別措置法施行規則を廃止する命令
- ・中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令
- ・沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令
- ・経営力向上に関する命令の一部を改正する命令
- ・株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令
- ・事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示
- ・中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針を廃止する告示
- ・製造業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示
- ・石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示
- ・学習塾業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示
- ・中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項第一号の表及び第二号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示の一部を改正する告示
- ・事業継続力強化計画作成指針の一部を改正する告示
- ・創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示
- ・革新的データ産業活用に関する指針等を廃止する告示

- ・株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令
- ・産業競争力強化法施行令第四条に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準等を定める命令の一部を改正する命令
- ・生産性向上特別措置法第二十九条の規定に基づく生産性の向上に特に資するものとして主務大臣が定める基準を廃止する告示
- ・技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する件
- ・技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する件

## 2. 根拠法令項

- ・中小企業等経営強化法第3条第1項等

## 3. 意見公募手続を実施しなかった理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の一部の施行に伴い整備等を行う必要があるものであり、行政手続法第39条第4項第1号の「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき」に該当するため、及び「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の一部の施行に伴って当然に必要とされる規定の整備その他の軽微な変更に係るものであり、行政手続法第39条第4項第7号又は第8号に該当するため、意見公募は実施していません。